

川内原子力発電所の原子炉 設置変更許可申請について

～ 川内原子力発電所 1・2号機のさらなる安全性・信頼性への取り組み～

■ 特定重大事故等対処施設の主な要求内容および設置する設備

	主な要求内容	設置する設備(各号機に設置)
特定重大事故等対処施設	原子炉冷却材圧力バウンダリ*の減圧操作機能を有すること * 原子炉冷却材圧力バウンダリとは、原子炉圧力容器、原子炉冷却材系の配管、隔離弁などからなり、これが破壊されると原子炉冷却材の喪失事故となる範囲の設備のことです。	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作をするための設備 ①窒素ポンベ(原子炉減圧操作)を設置
	原子炉内の熔融炉心の冷却機能、原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心の冷却機能および原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能を有すること	原子炉内の冷却および原子炉格納容器内の冷却をするための設備 ②注水ポンプ、貯水槽などを設置
	原子炉格納容器の過圧破損防止機能を有すること	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 ③フィルタベントを設置
	電源設備の設置	特定重大事故等対処施設の機器へ電力を供給するための専用の電源設備 ④発電機などを設置
	特定重大事故等対処施設の機能を制御する緊急時制御室の設置	特定重大事故等対処施設として設置した機器を制御(操作・監視)するための設備 ⑤緊急時制御室を設置 (1・2号機共用)

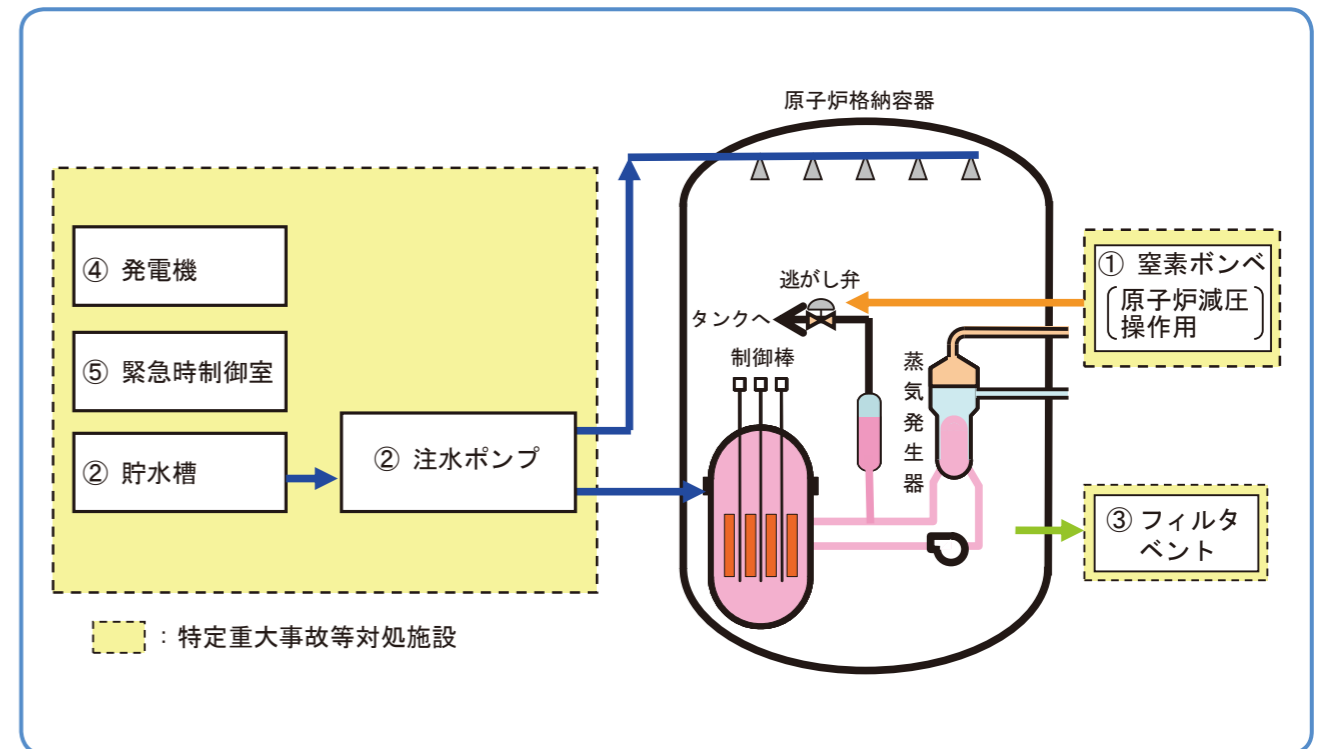
川内原子力発電所では、新規規制基準対応および自主的な安全性向上への取り組みとして、平成27年12月17日に原子力規制委員会に対して申請した「特定重大事故等対処施設の設置」について、本年4月5日に許可されました。

今後、詳細な設計などに関する工事計画認可などの審査を経て、整備が進められます。

特定重大事故等対処施設の設置

新規規制基準において、原子炉補助建屋などへの故意による大型航空機の衝突、その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく破損した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設の設置が要求されているため、特定重大事故等対処施設を設置します。

■ 特定重大事故等対処施設の概要図



特定重大事故等対処施設の経過措置

新規規制基準へ適合するための発電用原子炉本体施設などの工事計画認可を川内原子力発電所 1号機については平成27年3月18日、2号機については平成27年5月22日に受けています。

特定重大事故等対処施設は、本体施設などの工事計画認可から5年後までに設置する必要があります。